日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 1. 1

No.14-001

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

OB 乗員有志の会から
カンパ 80 万円
(総計 630 万円)を原告団へ

12 月 26 日、東京高等裁判所で乗員控訴審が行われ結審となり、乗員判決は 2014 年 6 月 5 日（木）（客室乗務員裁判判決は 5 月 15 日）となりました。当日の報告集会で、OB 乗員有志の会から第八次カンパ集計 80 万円を原告団へ手渡しました。今回のカンパ支援により 2011 年 3 月から始められた会員及び支援者の皆様から集められた支援総額は、12 月 20 日現在までに総計 630 万円を超え／458 件（人及び団体）となりました。

皆様のご支援に心から感謝するとともに、2014 年 6 月 5 日の判決に向け、これからも一層のご協力をお願い申し上げます。

世話人一同

原告団からカンパのお礼

整理解雇撤回を支援する
日本航空OB乗員有志の会　様

カンパの御礼

日頃私たちJAL不当解雇撤回裁判原告団へのご支援、誠にありがとうございます。また、この度も多額のカンパ(80万円)をお寄せいただきました。厚く御礼申し上げます。

早いもので、2010年の12月31日に解雇されて丸3年が経ちました。私たち原告団は、昨年3月の東京地裁の不当判決を跳ね返すべく、東京高裁で闘い、9月には証人尋問を実現させてきました。そして、客乗裁判については12月24日、乗員裁判は12月26日にそれぞれ結審いたしました。同日、客乗判決は5月15日、乗員判決は6月5日と決定いたしました。

控訴審では、縮小された事業計画に伴う人員体制が解雇前にすでに達成されていたことを会社が隠蔽していた事実や、165名の整理解雇の狙いが、更生計画の遂行を利用した組合役員の排除、組合つぶしにあったことが数々の証拠で明らかとなりました。165名の整理解雇は、組合無視と約束違反の数々が連鎖・集中する中で行われ、信義則に反すること、解雇権の濫用で、不当労働行為そのものでした。

2013年10月にはＩＬＯから2次勧告というべき見解が日本政府に出されました。
政府に対してはＩＬＯ勧告を遵守させる取り組みも一層重要となっています。

いよいよ判決まで6か月となりました。政治に目を向ければ、安倍政権は、産業競争力強化の名で、雇用の規制緩和を一層進めようとしています。私たちの闘いは、今や日本航空1企業の解雇問題に留まりません。全国の広範な労働者や市民の「解雇自由な社会を許さない」闘いとの共同した取り組みも益々重要となってきています。

私たちが、今日まで、闘いを継続させることができているのは、先輩の皆様方をはじめ、多くの労働組合や市民団体の物心両面の御支援によるものです。日本航空の現場で働く人たちのためにも、また日本の社会で雇用破壊を許さないためにも、負けるわけにはいきません。解雇を撤回させ、被解雇者を職場に戻すまで、全力で闘う決意です。

今後とも引き続きご支援とご協力をお願い申し上げまして、カンパの御礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。

2013年12月吉日

JAL不当解雇撤回裁判原告団
乗員原告団長　山口　宏弥
客乗原告団長　内田　妙子

新年明けましておめでとうございます

2014年もこれまで同様、
カンパ及び活動への参加を
お願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5 月　15 日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101 号法廷

13 時 30 分より

6 月　5 日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　101 号法廷

13 時 30 分より